

令和 3 年 2 月 2 2 日開会

総 務 消 防
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日 程

日 時 令和3年2月22日（月）
組合議会定例会休憩中
場 所 米子市淀江支所 大会議室

1 開 会

2 審査事項

議案第3号 鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第4号 鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職
員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

3 閉 会

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席者（8名）

委員長	小 谷	博 徳	副委員長	石 橋	佳 枝
委 員	三 鴨	秀 文	委 員	中 田	利 幸
委 員	森 岡	俊 夫	委 員	井 藤	稔
委 員	杉 谷	洋 一	委 員	上 原	二 郎

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席者（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

事務局長	三上 洋	事務局総務課長	生田 公志
事務局総務課長補佐	伏野 哲彦		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局の職員

書記長	針田 智子	書 記	堀尾 周作
-----	-------	-----	-------

～～～～～～～～～～

1 開 会 (午後 2 時 0 8 分)

○小谷委員長 ただいまより、総務消防常任委員会を開会いたします。

～～～～～～～～～～

2 審 査 事 項

○小谷委員長 それでは、日程 2、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案 2 件について審査をいたします。なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりに行います。では、議案第 3 号、鳥取県西部広域行政管理組合賦課金の条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、議案第 3 号、鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。このたびの改正でございますが、説明のための資料は、定例会の議案概要というものが添付されておりますので、そちらと議案とを併せて御覧いただきながら説明を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、まず議案概要のほうでございますが、このたびの主な改正内容といたしましては 4 点ございます。まず、1 点目でございますが、用途廃止した施設、これが旧灰溶融施設と旧白浜浄化場になりますが、こちらにおきまして稼働期間中の処理実績が確定いたしましたことから、負担割合が確定しております。これを規定するために、別表の形で規定を改めております。別表の関係でございますが、議案のほうの別表第 1 が旧エコスラグセンターになります。また、別表の第 3 が白浜浄化場ということになります。2 点目でございます。不燃物処理施設とごみ焼却施設の設置に係ります経費の負担割合を規定するものでございまして、これにつきましては、先ほど本会議場でもございましたが、次期一般廃棄物処理施設に参画する市町村と、それからその施設の設置に係ります負担割合について市町村の協議が整いましたことから、条例を改めるものでございます。なお、この件につきましては、本日の議案第 3 号、参考資料といたしまして、規約改正の鳥取県知事の許可が、令和 3 年 1 月 1 8 日付で許可となっておりますので、こちらも併せて添付をさせていただいております。この改正内容につきましては、別表の第 4 第 2 項の記載

を改めておるものでございます。続いて、3点目でございます。不燃物処理施設の設置と管理運営に係る共同処理事務につきましては、現在の施設は境港市が外れているという規約になっておりますが、次期の施設につきましては、境港市さんも含めてという形になりましたことから、負担に係る特例を整備しております。こちらは、別表第5第2項の規定になりますが、こちらを削除するものでございます。続きまして、4点目でございます。米子市と境港市の職員から引き続き本組合の消防職員となりました者が全て退職をいたしましたため、整理退職に係ります退職手当の増額分に係る負担の特例の規定を削除いたしております。これにつきましては旧別表第3になりますが、旧別表第3第の4項、こちらを削除しております。この条例の施行期日は令和3年4月1日でございます。経過規定につきましては、今回は設けておりません。これは第1条の改正が、これまで市町村に対する負担割合という規定としておりましたところを、本組合の共同処理事務に対する分賦金の割合という形で改正を行なっております。で、本組合の共同処理事務につきましては規約に規定がございまして、その規約の改正の経過を見れば明らかということでございますので、このたびは経過規定は設けていないという状況でございます。簡単ですが、説明は以上です。

○小谷委員長 はい。先ほど議案第3号の、委員長のほうより賦課金と言いましたが、正確には分賦金でございますので、訂正をさせていただきたいと思えます。当局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。ありませんか。

○森岡委員 委員長、よろしいですか。

○小谷委員長 はい、森岡委員。

○森岡委員 はい、失礼いたします。新しく分賦金の負担割合が決定しているんですが、単純に、境港市民からしてですね、米子市民に比べてちょっと割合が大きいのではないかという、ちょっとそういう感覚があるんだけど、その辺はどういうふう処理されて決まったのでしょうか。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 はい、生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 すみません、御質問の内容を確認させていただいてよろしいですか。

○森岡委員 今の別表第1の割合です。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 はい、生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 失礼いたしました。別表第1について、負担割合の御質問いただいております。別表第1は、エコスラグセンターに搬入されたこれまでの総量ということでございまして、境港市の搬入割合が大きいのではないかとということでございますが、これにつきましては、米子市が平成14年の4月から、

米子市のクリーンセンターが稼働しておりまして、施設に灰の溶融施設がこちらにはついておりませんでしたので、米子市は焼却灰の搬入がございませんでした。したがって、他の市町村は焼却灰とその他の不燃残渣、これらを処理対象物としておりましたことから、相対的に米子市の割合が下がり、他の市町村の負担割合が上がったと、こういうことになっております。以上です。

○小谷委員長 よろしいですか。

○森岡委員 はい、ありがとうございます。

○小谷委員長 ほかにありませんか。別のないものと認め、質疑を終わります。続いて、討論を行います。討論がないものと…。

○石橋委員 はい。

○小谷委員長 石橋委員。

○石橋委員 あの、これは一般ごみは…。

○小谷委員長 マイクを使ってください。

○石橋委員 はい、すみません。一般ごみの処理施設の集約化をつないでいくというための過程である条例の制定であるということで、反対いたします。

○小谷委員長 ほかに討論よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 それでは意見が分かれておりますので、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手多数。よって本件は、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、引き続き私のほうから説明をさせていただきます。議案第4号は、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。特別職の報酬につきましては、11月の総務消防常任委員会におきまして検討結果を御報告させていただいております。その報告のとおり、識見を有する監査委員報酬の改定を行うものでございます。改定後の額は、県内3広域の均衡を図りまして、中部ふるさと広域連合と同じ、7万5,500円といたしております。施行期日は令和3年4月1日でございます。簡単でございますが、以上でございます。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。続いて、討論を行い

ます。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 討論がないものと認め、討論を終わります。これより、本件について採決をいたします。議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当常任委員会に付託されました議案の審査は全て議了いたしました。

~~~~~

**3 閉 会**

**○小谷委員長** これをもって、総務消防常任委員会を閉会いたします。

**（午後2時20分 閉会）**



鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務消防常任委員長 小 谷 博 徳